

# 伊勢市公報

第386号  
令和3年12月6日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>規則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
<b>訓令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	6
<b>告示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	8
○ 伊勢市指定有形文化財の指定について	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	11
<b>公告</b>	
○ 都市公園の供用開始について	12
○ 公示送達	13
○ 公示送達	14
○ 公示送達	15
○ 伊勢都市計画ごみ処理場及び伊勢都市計画特定用途制限地域の変更に係る案の縦覧について	16
○ 環境影響評価準備書の縦覧公告について	18
○ 環境影響評価に係る準備書説明会の開催について	21
○ 犬の抑留について	23
○ 都市公園の供用開始について	24

伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第54号

伊勢市事務分掌規則及び伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表健康福祉部の部福祉総務課の項中「福祉法人監査係」を「福祉法人監査係 臨時特別給付金室」に改める。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款に次のように加える。

臨時特別給付金室

(1) 子育て世帯臨時特別給付金支給事業に関すること。

第13条第1項及び第17条第1項中「総務部収納推進課債権回収対策室長」の次に「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を加える。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「総務部収納推進課債権回収対策室長」の次に「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 55 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第11号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7(6)の表に次のように加える。

7 子育て世帯臨時特別給付金に関すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的かつ軽易	
-----------------------	--------------	----	----	---------	--

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

伊勢市告示第 165 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 11 月 11 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 3 年 11 月 11 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
計			21 台



## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第166号

伊勢市文化財保護条例（平成17年伊勢市条例第201号）第5条第1項の規定により、次のとおり伊勢市指定有形文化財に指定します。

令和3年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者
有形文化財 (古文書)	掃守某畠地売券	平安時代 (応徳元年 [1084])	1通	神田久志本町 1704番地	皇學館大学

伊勢市教育委員会告示第 16 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 3 年 11 月 16 日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 3 年 11 月 22 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第 62 号 令和 3 年度教育関係補正予算（第 8 号）について
  - 議案第 63 号 電子黒板一式の取得について
  - 議案第 64 号 小俣北部公民館の指定管理者の指定について
  - 議案第 65 号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について
  - 議案第 66 号 奨学生の決定について
  - 議案第 67 号 図書館協議会委員の任命について

伊勢市公告第 68 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 3 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
小俣本町第 4 公園	伊勢市小俣町本町 3586 番	257

供用開始の期日 令和 3 年 11 月 19 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 69 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第 70 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度固定資産税・都市計画税督促状、平成 31 年度固定資産税・都市計画税督促状及び令和 2 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第 71 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

## 伊勢市公告第72号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の規定により読み替えて適用される都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

令和3年11月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

豊浜支所



伊勢市立伊勢図書館

伊勢市立小俣図書館

伊勢広域環境組合業務課

4 縦覧期間

自 令和3年11月24日（水）

至 令和4年1月13日（木）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話0596-21-5591

伊勢市公告第 73 号

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 13 条の規定により、準備書を作成しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により公告し、準備書及び要約書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 伊勢市  
代表者の氏名 鈴木 健一  
主たる事務所の所在地 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
- 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 伊勢広域環境組合  
代表者の氏名 鈴木 健一  
主たる事務所の所在地 伊勢市西豊浜町 653 番地
- 3 対象事業の名称、種類及び規模  
名 称 伊勢市広域環境組合ごみ処理施設整備事業  
種 類 廃棄物処理施設の設置事業  
規 模 処理能力 205 t / 日
- 4 対象事業実施区域  
伊勢市西豊浜町 597 番地 1 ほか
- 5 関係地域の範囲  
伊勢市、明和町及び玉城町

## 6 準備書の縦覧場所、期間及び時間

### (1) 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館及び伊勢広域環境組合業務課

### (2) 縦覧期間

令和3年11月24日（水）から令和4年1月13日（木）まで

### (3) 縦覧時間

8時30分から17時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

## 7 意見書の提出方法

準備書について、環境の保全の見地から意見を有する者は書面により意見を提出することができます。任意の用紙に「(3)意見書に記載する事項」を記入の上、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

### (1) 提出期限

持参、ファクシミリ又は電子メールで提出される場合は1月13日17時15分までとし、郵送で提出される場合は1月13日消印のあるものは有効とします。

### (2) 提出先

〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市都市整備部都市計画課（伊勢市役所本館4階）

FAX番号 0596-21-5585

メールアドレス toshikei@city.ise.mie.jp

### (3) 意見書に記載する事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

8 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

環境影響評価準備書及び事業計画の詳細については、伊勢広域環境組合業務課整備推進係にお問い合わせください。

電話 0596-37-1218

伊勢市公告第 74 号

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 16 条第 1 項の規定により、準備書説明会を開催しますので、同条第 2 項において準用する同条例第 6 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 伊勢市  
代表者の氏名 鈴木 健一  
主たる事務所の所在地 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
- 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 伊勢広域環境組合  
代表者の氏名 鈴木 健一  
主たる事務所の所在地 伊勢市西豊浜町 653 番地
- 3 対象事業の名称、種類及び規模  
名 称 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業  
種 類 廃棄物処理施設の設置事業  
規 模 処理能力 205 t / 日
- 4 対象事業実施区域  
伊勢市西豊浜町 597 番地 1 ほか
- 5 準備書関係地域の範囲  
伊勢市、明和町及び玉城町

6 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日時 令和3年12月2日(木) 午後7時から

場所 伊勢市立小俣図書館2階 ホール

## 伊勢市公告第75号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和3年11月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	吹上2丁目	雑種	薄茶	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和3年11月22日

3 抑留期限 令和3年12月1日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 76 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 3 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
黒瀬向山公園	伊勢市黒瀬町向山 559 番 5 ほか	1,360

供用開始の期日 令和 3 年 11 月 30 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間